（郵便報知新聞社認可）　（本號六面）　明治二十四年五月三十日　（定價二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第三千三十五號
明治廿四年五月三十日　土曜日
舊暦辛卯四月廿三日（丙、辰）
日出午前四時二十九分　日入午後六時四十八分
月出午後十時三十分　月入午前十時四十七分
満潮午前九時十六分　干潮午後十時十六分
（西暦一千八百九十一年）

時事新報の石版附錄
板垣伯の肖像

曩に證者投票の結果に因り時事新報の石版附錄と爲す可き板垣伯の肖像は本月中旬寫し取りたる伯の寫眞を本とし之を美麗なる石版畫となし來る六月八日の時事新報に添へて讀者に配布す

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せス其代價郵送料廣告料へ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社より直接に郵便にて郵送スルモノニ限り右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして他方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

移住日本人の評判（去る廿七日の續）

然らば海外に移住する我國人は何故に無頼の男女のみあるやと云ふに嘗て交通法の然らしむるのみ試に今の日本の航海業を見よ沿岸の航通は東方に日本郵船會社あり西方に大坂商船會社その他何々會社ありて甲と乙と鬩爭し彼と是と聯合する等世上の談柄は頗る賑かなる樣なれども眼を放て遠洋を見渡すときは日本の汽船にして上海以西に航するものなく東、米岸に達するまと能はず偶々志を抱いて海外に赴かんと欲するも渡航は外國船に依頼せざるを得ずして未だ港を開れざるに忽ち異鄕の客となり言語容貌さへ怪しき者の配下に起臥して行先の樂内も亦不儘なれば實際不自由、不安心に堪へざる上に漠然として之を想像するときは更に疑惧の敵ふ所となりて殆んど一種の冒險事業なれば少しく身分ありて國内に辛くも生活の道を得る者は假令へ外航の念なきに非ずと雖も先づ以て見合はせざるを得ず洵に無理なからぬ次第にして其堪へ難きに堪ふるものは唯かの無頼の男女に非ざれば能はず移住者に無頼の者多き所以即ち海外に於ける日本人の評判宜しからざる大原因は實に航海の不自由にして中等以上の人々をして外航を斷念せしむるに由るまとなれば今日の策は洋行を外船に依頼せずして日本汽船の航通を助成するの外ある可らず抑も人情は吾に近きものを喜び其遠きものを厭ふ、今外行の途に就くと雖も道中は矢張り日本の汽船にして見る所、聞く所猶ほ家鄕に在るが如く婦人小兒にも心易からしむるを得るときは中等以上の人にても此一小竭國に整居して役々細利を營まんより寧ろ海外に赴きて產を成さんまとを思立ち遠從の風漸く流行を催ほし到る處に眞の日本人の本質を示して自から他の尊敬を受け彼我の交情眞面目を通ずるまと〻爲る可し然るときは裏に無頼男女の汚辱も漸く一掃せらるゝまと喩へば濁流の汚穢なるに一條の清水を注ぐが如く自然に塵埃を洗ふに足るべし移住者の不評判を救治するの策は唯ふの一法あるのみなるに前號に記したる如く世間の議論は一に姑息の療法に傾き外航人の取締規則を嚴にして無頼者の渡航を禁止せんとするまは其意の所在殆んど解す可らず恰も開國の今日に居て鎖國の事を行はんとする者にして實際に行はる可らざるのみか、彼の赤貧の者も亦海外に生を營むの方法あかる可らざる所あれば下等社會の醜と中等以上の美と混和して往く〳〵其醜をして美あらしむるの方策を定め移住先の嫌忌を避けて進んで其遠利を取るの工風ふそ智者の事なれ而して其ふれを成すの策は唯航海業を助長するに歸すべきのみ

移住の事未だ行はれざるに無頼男女の渡航は早くも日本人の不評判を來たし支那人と同樣到る處に逐斥せられんとするの凶報に接するまは實に失望の至りなれども必竟我輩の所說を等閑に付して航海業を助長せざるの誤たるを免れず換言すれば移住奬勵の方法を盡さゝるの尤めあれば彼の不評判のイヨ〳〵事實に切迫せざるに先だち斷然ふに方針を決して政府は航海條例を定め充分の保護を怠る可らず否らざれば移住の道絶えて復た開く可らざるの不幸も計り難し今の文明國人は何れも國外遠征の事を勉め内の不足を外に償はんとて移住殖民に力を極めて競爭するの折柄なれば此急機に處して永遠の計を施さんまとするは有力ある我國人ふそ躊躇を接して移住を試み他に抗して充分の運動を爲さゝる可らず則ち其競爭の仲間に入り互に勢力を爭はざる可らざるまとにして不評判を招くまと〻は實に案外至極の沙汰なり此點より見ても中等以上の人々の移住は頗る緊急の一事にして航海業の奬勵保護は一日も緩慢に付す可らず世界の大勢を察して移住殖民の急務たるを知る者何んぞ一念ふゝに至らざるや　（完）

官報

○内務省令第六號

本年内務省令第四號自今廢止ス

明治廿四年五月廿八日　内務大臣伯爵西鄕從道

内務省令第六號參照

内務省令第四號（明治二十四年五月十七日）

新聞雜誌又ハ書籍ニ外交上ニ關シ事件ヲ揭載セントスル者ハ才年勤令第四十六號ニ依リ豫メ其草案ヲ東京府下ハ内務省ヘ其他ノ地方ハ其管轄廳ヘ提出シ檢閲ヲ受クベシ

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス　（五月二十八日官報號外）

海軍大學校條例中改正追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公示セシム

御名御璽　明治廿四年五月廿八日　海軍大臣子爵樺山資紀

勅令第四十七號

海軍大學校條例第六條及第十八條ヲ改正シ第八條ニ一項ヲ追加スルコト左ノ如シ

第六條　甲號乙號及丙號學生ノ學期ハ各一箇年トス

第八條　各適任證書ヲ授與スル者ニハ記章ヲ附與ス

第十八條　海軍大學校ノ定員ハ左ノ如シ

教頭	次長ヲ以テ兼補ス	一
教官	少佐	三
	大尉 陸軍工兵佐官	二
	機關少監	二
	少技監	二
	大機關士	四
	教授	六
副官	大尉	二
軍醫長	大軍醫	一
主計長	大主計	一
校長	中將	
次長	大佐	
教官ハ定員ノ外本職ヲ以テ兼務セシムルコトヲ得		
教官	一等下士	三
	助教	二
	書記	四
	一等卒	二
	二等卒	二
	三等卒	二
	四等卒	二

○遞信省告示第百三十四號

肥後國熊本市坪井町ニ郵便爲替取扱所ヲ設ケ熊本坪井町郵便爲替取扱所ト稱シ來ル六月一日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム

明治廿四年五月廿九日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

雜報

○行政裁判所の判決　薩松山藩卒族の人々は舊藩の昔日積立米を藩廳に預け置きたれば之て其下渡しを大藏大臣に請願したるに同大臣は其願を許可せざりしを不當とし先きに行政裁判所に訴へ出でしが今度左の如く裁決して該訴件を却下したり

明治廿四年第二十二號

我決書

愛媛縣伊豫國松山市大字北京町九十九番戸士族無職原告宮本芳一外二百三十六名總代樂

原告　岡田　吉備　東京府武藏國東京市京橋區鈴屋町九番地管留愛媛縣士族代言人　村上　正幸

樂醫人　大藏大臣　伯爵　松方　正義

右原告岡田吉備等より被告大藏大臣に對する舊松山藩卒族積立米下渡請願に對する訓示不服の訴件を陳狀に就き審査するに本訴の要旨は原告人等は舊松山藩卒族にして明治三年藩制改革の際ゆ解放せられたるも曾て舊藩廳へ預置たる積立米は翌四年十二月同藩より之を賦與と稱し現米若くは代金を以て下戻すに際し原告等が既積立米を抵當として藩廳又は人民より借入れたる米錢は請願に於て引受該賦與金を以て之を控除し其殘金を下付せられたり然るに同七年八月に至り原告等を擯斥して士族に編入せられ三年三季分の家祿は一時に下渡すべきに付義に下付せし賦與金竝に負債金とも悉皆返納すべき有相違せられ其家祿を以て之を差引たるは即ち膠積立米を更に徵收したるものなり而して明治十一年右公債私借處分換と爲りたる節彼の徵收金領内より負債金額のみを下戻し殘金即ち義に一度下渡せし積更に家祿を以て引去たる米金額を下付せざるに依りて原告人が下戻を被告大藏大臣に請願したるも附隨書類の如く原告の請願を採用せざるは不當なりと云ふにあれども本件は法律勅令に行政訴訟を許すの規定なきを以て受理するの限に在らず

右の理由に依り我決する左の如し

本件は行政裁判法第二十七條に依り之を却下す

明治二十四年五月二十三日行政裁判所に於て我決す

行政裁判所長官男爵　樺山　正資
行政裁判所評定官男爵　本田　親雄
行政裁判所評定官　馬屋原　彰
行政裁判所評定官　新坂　有造
行政裁判所評定官　畑　十六
行政裁判所書記　朝倉　登藏

○大津通信（五月二十六日發）

大津市民の天機伺　當大津に於て彼の驚くべく悲しむべき一大凶變の起るや我天皇陛下には大に宸襟を惱ませ玉ひ畏くも鳳輦を枉げさせられ親しく露國皇太子殿下を西都に御慰問わらせられたるは我々臣民の大に感泣に禁へざる所にて當時陛下の西下わらせらるゝや大津市民は行在所に詣りて恭しく天機を伺ひ奉りたりしが更に總代を撰擧して上京せしめ天機を伺ひ奉るべしとの說ありしも此際却て謹慎の意を表するため總代を上京せしむることは見合せ天機伺書を起草し渡邊縣知事の手を經て主方宮内大臣へ送呈し同大臣より執奏を請ふまとに決し去る二十二日市民一同縣廳に出頭し知事に面謁して右天機伺書の傳送方を出願したりしが其天機伺書は左の如し

悲しく[illegible]
二十有[illegible]
す治教[illegible]
く來て[illegible]
あらざ[illegible]
意歡待[illegible]
て陛下[illegible]
がため[illegible]
して驚[illegible]
事廟開[illegible]
とせず[illegible]
大寶御[illegible]
ふふと[illegible]
を重んず[illegible]
給ひし[illegible]
んたる[illegible]
在つて[illegible]
鳳輦駐[illegible]
らせら[illegible]
誠を竭[illegible]
勵み併[illegible]
みとを[illegible]
ず宜し[illegible]
明治[illegible]

西鄕山田[illegible]
宮[illegible]
本日午前[illegible]
同停車場[illegible]
事、清浦警[illegible]
の諸官吏[illegible]
山田伯は[illegible]
も滋賀縣[illegible]
驛へ出頭[illegible]
たるよし[illegible]
組合代言[illegible]
山勘三氏[illegible]
獻に至り[illegible]
ありしが[illegible]
氏と同伴[illegible]
十五日臨[illegible]
しめ直ち[illegible]
同裁判所[illegible]
せざりし[illegible]
判所に於[illegible]
時間に至[illegible]
く取調べ[illegible]
いひ又辨[illegible]
相備はら[illegible]
判官、嫌疑[illegible]
日以前よ[illegible]
護人居宅[illegible]
するやの[illegible]
に注意し[illegible]
り右等の[illegible]
俄に延期[illegible]
大臣も既[illegible]
て報せし[illegible]
り開廷す[illegible]
其辨護人[illegible]
しなり。